

6-7つくば市アフタースクールモデル事業運営業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

つくば市アフタースクールモデル事業（以下、「モデル事業」という。）は、希望する全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行う場の提供を目的とし、学校施設を活用した放課後の居場所「アフタースクール」の設置及び今後の展開を検討する事業である。モデル校であるつくば市立沼崎小学校において、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8に基づく「放課後児童健全育成事業」及び保護者の就労等を問わず希望する全ての児童が参加可能な放課後の居場所を一体的に運営する「沼崎小学校アフタースクール」を、モデル事業において市が開設準備及び運営支援業務を委託する事業者、特定非営利活動法人放課後NPOアフタースクール（以下、「支援事業者」という。）による活動企画面での支援を受けながら、令和7年度開設する。

モデル事業の「沼崎小学校アフタースクール」運営にあたり、放課後児童健全育成事業をはじめとする放課後の居場所運営や、児童を対象とした幅広い体験・活動の実施について、高い専門性と豊富なノウハウが必要であるため、これらの十分な実績と知見を有する事業者へ運営業務委託を行う。

これらを踏まえ、価格のみではなく事業者に係る業務実績、専門性、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結するため、公募型プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者を選定するものとする。

2 業務概要

(1) 委託業務名

6-7つくば市アフタースクールモデル事業運営業務委託

(2) 履行場所

ア 名称 つくば市立沼崎小学校

所在地 〒300-2631 つくば市沼崎 1650 番地

イ 名称 つくば市立沼崎小学校児童クラブ

所在地 〒300-2631 つくば市沼崎 1408 番地 1

(3) 履行期間

契約締結の翌日から令和8年3月31日まで

(4) 業務内容

「2(2) 履行場所」において、以下に掲げる業務を行うものとする。

ア 開設準備期間業務

- (ア) 市、学校、支援事業者との事前協議
 - (イ) 児童の活動の企画、準備（講師への依頼、調整等）
 - (ウ) 保護者に対する開設説明会
 - (エ) 職員の確保
 - (オ) 指揮命令系統の確立
 - (カ) 施設、備品等の確認
 - (キ) 支援事業者が実施する研修への参加
- イ 運営期間業務
- (ア) アフタースクールの運営
 - ・児童受入れ前の準備
 - ・児童受入れ
 - ・児童の居場所の提供
 - ・沼崎小学校児童クラブ専用施設との移動補助
 - ・学校施設の清掃、施錠
 - ・おやつの提供
 - ・児童の見送り
 - ・児童降所後の片付け
 - (イ) 児童の安全確保
 - ・健康管理
 - ・安全確保
 - (ウ) （仮称）通常プログラムの提供
 - (エ) （仮称）習い事プログラムの提供
 - (オ) 参加料等の徴収・管理
 - (カ) （仮称）アフタースクールオープンデイの企画、実施
 - (キ) 施設管理
 - (ク) 業務管理
 - ・年間運営計画、月間運営計画、運営日誌の作成
 - ・各種書類の作成と適正な管理
 - (ケ) 保護者対応
 - (コ) 学校、地域との連絡、連携
 - (サ) 職員の研修
 - (シ) 支援事業者との連絡、連携
 - (ス) 業務に必要な連絡手段、システム等の整備
 - (セ) 緊急時の対応

その他詳細については、6-7つくば市アフタースクールモデル事業運

営業務委託仕様書に掲げる業務内容のとおりとする。

(5) 予算（見積限度額）

40,366,000 円（2年間）

3 参加資格

この公募開始の日から契約締結までの日において、次の要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づくつくば市の入札参加の制限を受けていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団でなく、かつ、その役員が茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等でないこと。
- (4) 茨城県建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成 6 年 7 月 14 日付け監第 692 号）、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準又はつくば市入札参加指名停止等措置要綱（平成 6 年つくば市告示第 15 号）に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。ただし、申立てをしている場合であっても、更生手続開始決定後又は再生手続開始決定後につくば市が一般競争入札参加資格の再認定をしたときは、この限りでない。
- (6) 本店所在地の都道府県税、所得税（個人事業主の場合に限る。）、法人税及び消費税について未納がないこと。
- (7) つくば市内又は隣接する市町村に本店、支店又は営業所を有していること。
- (8) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 8 に基づく「放課後児童健全育成事業」（放課後児童クラブ事業）を 5 年以上継続して運営していること。

4 資料の配布

(1) 配布する資料

- ア 6-7 つくば市アフタースクールモデル事業運営業務委託公募型プロポーザル実施要領

- イ 6-7つくば市アフタースクールモデル事業運営業務委託仕様書
- ウ 提出資料一式

(2) 配布期間

令和6年9月11日(水)午前8時45分から令和6年9月25日(水)午後4時30分まで

(3) 配布場所

つくば市こども部こども育成課で配布する。また、市ホームページに掲載する。

5 参加申込書の提出

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加意向表明書(様式1)

イ 参加資格に関する誓約書(様式2)

ウ 本店所在地の都道府県税、所得税(個人事業主の場合に限る。)、法人税及び消費税の各納税証明書(令和3年から令和5年までに滞納がないことを証明する書類):写し可

エ 商業・法人登記簿謄本又は登記事項証明書:写し可(法務局発行)

オ 法人の定款:写し可

カ 「3 参加資格」(7)及び(8)の実績が確認できる契約書等の写し

(2) 提出部数

正本1部、副本1部の合計2部提出すること。

(3) 提出期間

令和6年9月11日(水)午前8時45分から令和6年9月25日(水)午後4時30分まで

(4) 提出先

つくば市こども部こども育成課放課後育成係

(5) 提出方法

以下のいずれかの方法で提出すること。

ア 事前に電話にて来庁日を連絡し、持参により提出

イ 令和6年9月25日(水)必着とし、郵送にて提出

(6) 辞退について

応募申込みをした後に応募を辞退するときは、応募辞退届出書(様式4)を令和6年9月25日(水)までに「(5)提出方法」により提出すること。

6 参加資格の審査及び結果の通知

参加資格の確認を行い、令和6年9月27日(金)にプロポーザル参加資格

審査結果通知書を郵送する。

なお、参加資格を満たしていないと判断された事業者は、その理由についてプロポーザル参加資格審査結果通知書が届いた日から令和6年10月4日(金)午後4時30分までに、電子メールにて説明を求めることができる。

電子メールアドレス wef042@city.tsukuba.lg.jp

7 企画提案書の提出

(1) 提出書類

- ア 応募申込書(様式5)
- イ 誓約書(様式6)
- ウ 業務実施の基本方針に関する提案書(様式7)
- エ 経営状況に関する報告書(様式8)
- オ 業務実績に関する報告書(様式9)
- カ 業務実施体制に関する提案書(様式10)
- キ 安定的な居場所運営に関する提案書(様式11)
- ク プログラム(体験・活動)の実施に関する提案書(様式12)
- ケ 安全対策、危機管理に関する提案書(様式13)
- コ 保護者、学校、地域との連携に関する提案書(様式14)
- サ コスト削減に関する提案書(様式15)
- シ 見積書(様式16)
- ス 見積書設計内訳書(様式16関係)

(2) 提出部数

正本1部、副本14部の合計15部提出すること。

(3) 提出期間

令和6年9月27日(金)午前8時45分から令和6年10月18日(金)午後4時30分まで

(4) 提出先

つくば市こども部こども育成課放課後育成係

(5) 提出方法

以下のいずれかの方法で提出すること。

ア 事前に電話にて来庁日を連絡し、持参により提出

イ 令和6年10月18日(金)必着とし、郵送にて提出

(6) 受理の取消

応募した事業者が、応募書類の提出日から委託事業者の決定日までの間に、次のいずれかに該当した場合は受理を取り消し、審査及び選定の対象から除外する。

- ア 応募書類に虚偽の内容が記載されている場合
 - イ 応募の採否の働きかけを行う目的で、申込者又はその関係者が直接又は間接に本市職員等と接触を持った場合
- (7) その他提出にあたっての留意事項
- ア 提出書類はA4縦型フラットファイルに左綴じとし、様式毎にインデックスを貼ること。
 - イ 提出された書類は、返却しない。
 - ウ 書類提出にかかる費用は、申込者の負担とする。
- (8) 辞退について
- プロポーザル参加資格審査結果通知書が届いた後に応募を辞退するときは、応募辞退届出書（様式4）を令和6年10月18日（金）までに「(5)提出方法」により提出すること。

8 審査

(1) 選定委員会の設置

透明性及び公平性を確保し適正に事業者を選定するため、つくば市アフタースクールモデル事業運営業務委託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、選定委員会において企画提案書提出者のプレゼンテーションにより、企画提案書の審査及び評価を実施し、本業務の履行に最も適した候補者を選定する。

(2) 候補者の選定方法等

ア 応募申込書（様式5）及び添付書類による審査及びプレゼンテーションを実施し、総合的に評価し候補者を選定する。

イ 審査基準は、8-(4)に掲げる項目により、選定委員会の委員長及び各委員が採点して審査するものとする。

ウ 候補者の選定は、委員長及び各委員が提案者毎の評価点の合計で順位をつけ、原則として第1順位の最も多い者を候補者として選定する。なお、第1順位の最も多い者が2者以上あるときは、審査項目について次の順序により比較し、順位を決定する。

(ア) 全ての評価項目の委員長及び各委員の評価点の合計

(イ) 運営力評価に関する項目の委員長及び各委員の評価点の合計

(ウ) 法人評価に関する項目の委員長及び各委員の評価点の合計

(エ) 金額評価に関する項目の委員長及び各委員の評価点の合計

(オ) その他の評価に関する項目の委員長及び各委員の評点の合計

エ 第2順位以降で同一の順位の者が複数あった場合は、上記ウの規定を準用し、その順位を決定する。

オ 委員長及び各委員の評価点の平均値が60点未満の申込者は、原則として候補者に選定しない。但し、全ての申込者が前段に該当した場合、選定委員会は、第1順位の申込者を候補者として選定するか、当審査における選定者なしとするかを協議し、決定する。

カ 業務委託予定者は、選定委員会の選定結果に基づき、市長が決定する。

キ 選定の結果、委託予定者なしとする場合もある。

(3) プレゼンテーションの方法

ア 実施日

令和6年10月25日(金)を予定

※正式な日時や集合場所等の詳細は別途通知する。

イ 実施場所

つくば市役所本庁舎

ウ 実施時間

1事業者につき40分以内(プレゼンテーション20分以内、質疑応答20分以内)

※なお、応募者多数の場合には、実施時間を変更する場合がある。

エ 出席者

原則3人以内とする。

オ 審査

非公開とする。

カ 留意事項

(ア) プレゼンテーションは、事前に提出した企画提案書の内容による他、パワーポイント等を用いて実施することを許可するが、追加提案や追加資料の配布は認めない。

(イ) プロジェクターやスクリーン等については市において用意するが、パソコンは出席者が用意すること。

(ウ) 持ち込んだ機材が正常に動作しない場合や、故障などによる使用制限が発生した場合の対応を想定しておくこと。

(4) 審査の基準

プロポーザルの審査基準の概要は次のとおりとする。

| 評価項目 | 評価の視点 |
|-----------------------------|---|
| 法人評価 (法人に関する事項) 【30点】 | 【業務実施の基本方針】 ・児童にとっての放課後の意義や過ごし方、居場所の在り方に対する基本的な考え方(5点) ・本事業への理解(5点) ・アフタースクールの基本的な運営方針(5点) |

| | |
|---|--|
| | <p>【経営状況及び業務実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営母体の財政健全性（5点） ・ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ事業）の運営実績（5点） ・ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ事業）以外の放課後の居場所運営、体験・活動の企画等業務実績（5点） |
| <p>運営力評価 （アフタースクール運営業務に関する事項） 【95点】</p> | <p>【業務実施体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本部による運営面のサポート体制や方策（5点） ・ 支援員等の配置・採用計画（5点） ・ 支援員等の人材育成策（5点） ・ 支援員等の給与水準、賃金改善策、勤務体制、健康管理体制、休暇取得、代替員確保の体制（5点） ・ 市や支援事業者との連絡・連携体制（5点） ・ 業務効率化のためのシステム導入、活用方法（5点） <p>※支援員等…放課後児童支援員及び補助員を含む本業務に従事する職員</p> <p>【安定的な居場所運営】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ事業）の法令等を踏まえた「安心・安全な居場所」の提供の考え方、方策（5点） ・ 児童の主体性を尊重した居場所の実現方策（5点） ・ 特別な配慮を要する児童への対応及びそれに対する支援員等のスキル向上についての取組（5点） <p>【プログラム（体験・活動）の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 体験活動を提供する意義の理解・意欲（5点） ・ 活動企画の実施体制、本部職員によるサポート（5点） ・ 実施検討可能なプログラム案の内容（5点） <p>【安全対策・危機管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事故・ケガ、職員による不適切な対応等の未然防止策及び発生時の対応、食物アレルギー等への対応（5点） ・ 災害・感染症等への対応（5点） ・ 情報管理・個人情報保護への対応（5点） <p>【保護者・学校・地域との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者との情報共有、連絡ツール等の活用（5点） ・ 保護者からの相談、要望、苦情等への対応、ニーズ把握の方法 |

| | |
|-----------------|--|
| | (5点) ・学校との連携体制の構築(5点) ・地域との連携体制の構築、地域人材の参画のための取組(5点) |
| 金額評価 【10点】 | ・コスト削減の妥当性(5点) ・見積金額(5点) |
| その他の評価 【15点】 | ・児童の声を取り入れ、児童主体の運営がされ、児童が楽しく豊かな放課後を過ごせる運営の実現可能性(5点) ・つくば市の地域資源や人材を活かした活動内容の提案(5点) ・その他独自性の高い提案(5点) |

(5) 選定結果の通知

選定結果については、プレゼンテーション審査に参加した全ての申込者に文書により通知する。

なお、選定されなかった者は、その理由について、審査結果が届いた日から令和6年11月11日(月)午後4時30分まで説明を求めることができる。方法は、「6 参加資格の審査及び結果の通知」と同様とする。

(6) 決定事業者の公表等

決定事業者名等を「つくば市プロポーザル方式による契約の相手方の選定に関するガイドライン」に基づき公表する。

9 契約締結までのスケジュール

| 実施内容 | 実施期日 |
|-------------------------------------|-----------------------------------|
| プロポーザル実施の公表 | 令和6年9月11日(水) |
| 参加申込書の受付 | 令和6年9月11日(水)～令和6年9月25日(水) |
| 実施要領に関する質疑受付 | 令和6年9月11日(水)～令和6年9月17日(火) |
| 質疑回答 | 令和6年9月20日(金) |
| 参加資格審査結果の通知 | 令和6年9月27日(金) |
| 参加資格を満たしていないと判断された者の審査結果に対する説明の要求期限 | 参加資格審査結果通知書が届いた日～ 令和6年10月4日(金) |

| | |
|-------------------------------|---|
| 企画提案書の受付 | 令和6年9月27日(金)～令和6年10月18日(金) |
| 企画提案書に関する質疑受付 | 令和6年9月27日(金)～令和6年10月7日(月) |
| 質疑回答 | 令和6年10月11日(金) |
| 選定委員会の開催 プレゼンテーションの実施 | 令和6年10月25日(金)予定 |
| 審査結果の通知 | 令和6年11月1日(金)予定 |
| 選定されなかった者の審査結果 に対する説明の要求期限 | 公募型プロポーザル選定結果通知書が届いた日～ 令和6年11月11日(月) |
| 契約締結 | 令和6年11月中予定 |

10 受託候補者との協議・契約

選定された受託候補者と本市との間で委託条件等に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成し、事業委託に係る契約を締結する。

なお、受託候補者と本市との協議が整わない場合、または受託候補者が委託事業を遂行することが困難となる場合は、原則として次点候補者と協議を行う。

また、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

11 質問方法等

(1) 受付期間

ア 実施要領に関する質疑

令和6年9月11日(水) 午前8時45分から令和6年9月17日(火) 午後4時30分まで

イ 企画提案書に関する質疑

令和6年9月27日(金) 午前8時45分から令和6年10月7日(月) 午後4時30分まで

(2) 質問提出方法

電子メールにて、質問書(様式3)を以下のメールアドレスに送信すること。

必ず電話で「つくば市アフタースクールモデル事業運営業務委託質問書」を送信した旨を伝え、担当部署に着信したことを確認すること。なお、口頭

による質問は受付しない。

電子メールアドレス wef042@city.tsukuba.lg.jp

(3) 回答方法

質問のあった事業者には、質疑回答期日までに、電子メールで回答する。
また、質問及びその回答を市ホームページに掲載する。

12 失格事項

次の各号いずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- (3) 提出された見積書の見積金額が予算（見積限度額）を超えている場合
- (4) 契約締結日までに、「3 参加資格」に定める資格要件を満たさなくなったことが判明した場合

13 提出書類の取扱い

- (1) 本審査以外では、無断で使用しないものとする。
- (2) 提出後における差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (4) 提出書類等は返却しない。

14 その他実施上の留意事項

- (1) 参加者が1者のみの場合においても、審査を行うものとする。
- (2) 企画提案書の提出は1者につき1案のみとする。
- (3) 提出書類の作成及び提出等に係る一切の費用は、申込者の負担とする。
- (4) つくば市から受領した資料は、つくば市の了解なく公表及び使用できない。
- (5) 業務の実施に関し必要な事項等は、両者が協議して決定するものとする。
- (6) 本プロポーザルに係わる情報公開請求があった場合は、提出された提案書等は、つくば市情報公開条例（平成27年つくば市条例第27号）の規定による請求に基づき、同条例第5条に規定する不開示情報を除き、第三者に開示することができるものとする。

15 担当部署（問合せ先）

〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

つくば市こども部こども育成課放課後育成係

TEL 029-883-1111 FAX 029-828-5904

E-mail wef042@city.tsukuba.lg.jp